

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

皆のもの
Sマークのお店だから
安心なのじゃ！



Sマークのある
理容(美容) クリーニング
めん類飲食 一般飲食
のお店は、3つの「S」

- S 安全 Safety
- S 安心 Standard
- S 清潔 Sanitation

をお約束します。



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは  マークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省

理容店、美容店、クリーニング店、一般飲食店の
お店選びはSマーク登録店で！

Sマーク標準営業約款制度

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

安全・安心をお約束する3つの“S”

Safety

安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard

安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation

清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

お問い合わせ

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

TEL086-222-3598

標準営業約款は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生活衛生関係営業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が、営業者からサービスを受けたり商品を購入したりする際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に創設された制度です。

生衛業事業者の皆様へ

標準営業約款のご登録を！